

小山市立生涯学習センターの連携等に関する運営懇話会設置要領

(設置)

第1条 小山市立生涯学習センターに関する課題について検討し、広く外部から意見を聴くために、小山市立生涯学習センターの連携等に関する運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について懇談し、提言するものとする。

- (1) 生涯学習センターの連携等に関する課題及び効果的な運営の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、生涯学習センターの総合的かつ効果的な活用に必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 生涯学習及び社会教育活動の関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市議会議員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条2項各号の要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(会長の職務等)

第6条 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集するものとする。

2 懇話会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇話会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

小山市立生涯学習センターの連携等に関する運営懇話会委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日まで ※敬称略

No.	選出 区分	ふりがな 氏名	役職等
1	生涯学習関係団体・関係施設	すずき くみこ 鈴木 久美子	社会教育委員 委員長
2		ひきはし みさお 引橋 三佐夫	生涯学習推進協議会 会長
3		くりはら としこ 栗原 要子	公民館運営審議会 会長
4		かきざき まさよし 柿崎 全良	青少年健全育成連絡協議会 会長
5		きし としこ 岸 利子	生涯学習センター利用者 オカリナアンサンブル小山
6		なかの はるなが 中野 晴永	車屋美術館 館長
7		やぎ としのり 八木 利典	小山市自治会連合会 理事
8		きむら かずこ 木村 和子	小山市小山城南市民交流センター「ゆめまち」指定管理者 あさひコミュニティ推進協議会 事務局長
9		こぼり きょうこ 小針 協子	小山市市民活動センター「おやま〜る」 副センター長
10		みやうち せつこ 宮内 せつ子	小山商工会議所 女性経営者会 代表
11		ふくもと よしゆき 福本 佳之	小山駅周辺地区まちづくりプラン検討委員会委員 小山商工会議所青年部 直前会長
12		すずき まさとし 鈴木 正俊	栃木県教育委員会事務局 下都賀教育事務所 ふれあい学習課 副主幹
13	学識経験者	じんのうち ゆうじ 陣内 雄次	宇都宮共和大学 シェア7学部 教授 宇都宮大学名誉教授 栃木県教育委員会 委員
14		こだま ひろあき 児玉 博昭	白鷗大学 法学部 教授 栃木県行政改革推進委員会 会長
15		いしい だいいちろう 石井 大一郎	宇都宮大学 地域デザイン科学部 コミュニティデザイン学科 准教授
16	市議会議員	あおき みちこ 青木 美智子	小山市議会議員
17		ふくだ こうへい 福田 幸平	小山市議会議員
18		しまだ せきお 嶋田 積男	小山市議会議員